

## 三業惑乱と京都本屋仲間

——『興復記』出版の波紋——

はじめに

天明七年（一七八七）四月、京都寺町高辻上ル町の書肆錢屋佐兵衛は、善永と名乗る僧侶の手になる『興復記』<sup>①</sup>という書物を出版した。この書は、宝暦一四年（一七六四）正月に京都の書肆額田正三郎が刊行した『願生帰命弁』という書物を批判したものであった。『願生帰命弁』の方の著者は功存と言ひ、明和六年（一七六九）には西本願寺の学林の長である能化に就任した学僧である。学林とは、近世において浄土真宗の本山である西本願寺の支配下にあつた僧侶の養成とともに、教学の統制も担当した機関であつた。

小林 准士

功存は学林の能化となる前の宝暦一二年（一七六二）に地元の越前において『願生帰命弁』を著しており、その内容は浄土真宗の異安心（異端）の一種である「無帰命安心」を批判したものであつた。この書において功存は、人びとが成仏するために絶対に必要なのは、衆生救済の誓願を立てた阿弥陀如来に対し浄土への往生を心思においてタノム（願う）ことであるとし（欲生正因説という）、またその際、「後生たすけたまえ」と口で唱え仏前で礼拝することも原則として必要であると主張したのである（三業帰命説という）。

この功存の主張に対しては、学林の道粹・僧僕・泰巖らが疑問を呈するなどのことがあつたものの、その後「腹非之徒」はあつてもこれを公言する者はいなくなり<sup>②</sup>、や

がて功存は先述のように明和六年に能化に就任した。しかし、この功存の欲生正因説及び三業帰命説の是非をめぐっては、次第に西本願寺の教団内部でも対立が露わになり、ついには享和三年（一八〇三）に幕府裁定まで仰がざるを得ないような争乱となつてしまふ。そして、文化三年（一八〇六）七月、三業帰命説は不正義と裁定されるにいたるのである<sup>3)</sup>。

さて、冒頭で触れた『興復記』は、このいわゆる三業惑乱と呼ばれる事件に論及する教学史的研究の中で、興正寺派（西派）<sup>4)</sup>の大麟が著した『真宗安心正偽編』（天明四年成立）に続く『願生帰命弁』批判の書として取り上げられてきた<sup>5)</sup>。しかし、『真宗安心正偽編』が写本として流通したのに対し、『興復記』は刊本であつた。このため、玄智の『大谷本願寺通紀』が述べるように、学林側は同書の出版の差し止めを画策することになり、版元の錢屋だけでなく京都本屋仲間<sup>6)</sup>をも巻き込んだ事件に発展する<sup>7)</sup>。ところが、従来の三業惑乱をめぐる叙述は、この点にさほど注目することなく、『興復記』の刊行が『願生帰命弁』をめぐる論争を拡大する契機になつたことに触れるに留まつている<sup>8)</sup>。また、『真宗安心正偽編』とは

異なり、『興復記』には同じ浄土真宗でも東派に属する僧侶により著されたという事情があつたが、こうした宗派間の関係が三業惑乱に与えた影響についても検討の余地が残されている<sup>9)</sup>。

そこで本稿では、西本願寺による『興復記』出版差し止め事件について詳しく検討し、日本近世における論争書出版の条件と仏教諸宗派間の秩序との関係について明らかにすることを課題とする。その際、従来使用されてこなかつた龍谷大学図書館蔵の「興復記一件」を用い、京都本屋仲間のこの訴訟への対応に焦点を合わせ分析を進めることにしたい<sup>10)</sup>。そうすることで、近世における出版業の成立と本屋仲間の幕府による公認という条件が、宗教上の論争書出版に与えている規定性が明らかにすると考えるからである。

ところで、近年になつて澤博勝は、「日本近世における宗教的共存と対立との関係性」を問題とした論文で、「大局での宗教的共存と、民衆レベルや思想史レベルといった個別的局面での対立」という構図を前提に検討を行っている<sup>11)</sup>。しかし、諸教（仏儒神）・諸宗派の「共存」の下で、諸教間あるいは諸宗派間で論争が盛んに行われる

という、一見矛盾する事態をどのように理解するかについては、澤が重視する地域社会の動向以外についてもまだ検討の余地があると思われる。

というのも、キリスト教や日蓮宗不受不施派などを除く諸教・諸宗派の公認、及び宗派内問題への不介入などといった宗教的・社会的集団に対する国家のいくつかが方針は、互いに関連しつつ時に矛盾していたが、後述するよううにこれらの方針に対する当事者の解釈は区々であった。さしあたり、仏教に限定していえば、諸宗派間の秩序に対する解釈の齟齬を伴いつつ、聖俗の集団間の関係は存立していたのである。『興復記』出版差し止め事件という一つの事例の検討を通じてに過ぎないが、本稿ではこうした問題についても整理を試みることにしたい。

## 1 『興復記』出版差し止め事件の顛末

### (1) 『興復記』の刊行と

#### 西本願寺による出版の差し止め

まず、本章では『興復記』出版差し止め事件の経緯に

ついて明らかにし、事件の意義については次章で述べることにする。

さて、冒頭で述べたように、『興復記』の著者は三河国一色村安休寺（東派）の善永と名乗っていたが、実際には讃岐国西法寺（東派）の宝蔵という人物であった。この著者から稿本を入手した文箋堂すなわち京都寺町高辻上ル町の書肆錢屋佐兵衛は、西堀川四条下ル町の書肆堺屋嘉七を願人に立て、本屋仲間行事を通じ天明六年一月一九日に京都町奉行所へ出版について出願したところ、即日許可されることになった。その後、嘉七から板木を改めて購入し蔵版者となった錢屋は、一八〇冊を摺り出し販売したのである。<sup>(12)</sup>

こうして天明七年四月に『興復記』が刊行されると、西本願寺の学林では、すでに天明四年に著された大隣の『真宗安心正偽編』への対処が問題になってきたこともあり<sup>(13)</sup>、放置するか、反論書を刊行するかなどを検討した<sup>(14)</sup>。その結果、まず版元の錢屋に対し学林から使僧として越中滑川の正念寺を派遣し、出版の経緯について尋ねることになった。<sup>(15)</sup>

学林としては、能化である功存の著書『願生帰命弁』

を批判する『興復記』は「一流之御正化を妨げ」る書であり、その流行は承伏しがたいものである。<sup>(16)</sup> この使僧の尋問に対し錢屋は、著者宝蔵の意向をうけ、すでに本書の著者は昨年死亡しており自分以外に世話人もなく自らの一存で刊行したと回答した。<sup>(17)</sup> このため、学林は版元である錢屋を相手に交渉せざるをえなくなり、錢屋に対し西本願寺にとつて支障のある本を出版したことについて弁明を求め、申し開きができない場合は絶版とすることを要求したのである。<sup>(18)</sup>

この学林からの要求に対し錢屋は、「書林仲間之法」があり絶版は私的にはできないことを述べた上で、絶版とする場合の手続きには二通りあることを回答した。すなわち、①西本願寺より幕府（「公儀」）に願ひ出て、幕府から本屋仲間の行事に絶版が命じられることになれば、仲間行事から版元である錢屋にその旨が通達され絶版となる、②同様に西本願寺から本屋仲間の行事に対し、幕府に出版の願ひ下げをするよう要請し、仲間行事がこれに應ずれば、錢屋に絶版が命じられることになる、という選択肢を提示したのである。<sup>(19)</sup>

この版元の回答をうけ、天明七年五月、学林は本山役

所に幕府への訴願を要請することになった。当初、西本願寺からの呼び出しには、本屋仲間行事による制止もあって応じなかつた錢屋であるが<sup>(20)</sup>、本山による公訴が現実になりかけると、この頃から西本願寺と関わりを深めていた「本山書賈」永田調兵衛<sup>(21)</sup>の斡旋で、急遽、『興復記』の板木と売れ残り本を西本願寺に納めることになった。<sup>(22)</sup> 尤も、この時点での残り本は一七冊しかなく、すでに一六三冊は販売済みであつた。<sup>(23)</sup> そして、このように訴訟になりかけた段階で態度を一変させた錢屋と永田調兵衛を、西本願寺は本山内へ六月一〇日に呼び出し、先の回答の誤りを認めさせる一札をとつたのである。<sup>(24)</sup>

こうして、いったんは『興復記』の板木没収に成功したため、学林の所化（学生）たちは、写本で流布していた『真宗安心正偽編』と『同後編』の著者である大麟の糾明を要請することにもなつた。<sup>(25)</sup> 東派の僧侶による著述を刊行停止に追い込んだことを踏まえ、派内（興正寺派）の統制をも図ろうとしたのである。

## (2) 西本願寺と本屋仲間との争論

一方、六月一四日に西本願寺内町役人の秋田蔵人<sup>(28)</sup>は『興復記』に関わる件で京都町奉行所に申し入れを行ったところ、奉行所からは「尤千万取扱可申」との返事を得た。

そして、奉行所は版元の錢屋と本屋仲間の行事を呼び出し、「東方・高田・仏光寺二不限、宗旨安心之抄の向ハ、西本願寺江相尋出版可仕旨」を伝え、東派・高田派・仏光寺派など西派以外の僧侶が著した場合でも、浄土真宗の教義に関わる書物を出版する場合には、西本願寺へ事前にその可否を尋ねるよう命じたのである<sup>(29)</sup>。秋田蔵人の町奉行所に対する申し入れは、この事前検閲の件であった訳である。

これに対し、まず版元の錢屋は奉行所の意向を受けて、『興復記』の出版が西本願寺の支障となったことを詫び、販売済みの本の回収を約した上で、今後、「新板物有之節ハ先板之持主江掛ケ合相糺候上本屋行事」に申請することを誓約した<sup>(30)</sup>。いちおう本屋仲間内での対応にするかたちはとっているが、論争書出版の際には、批判対象とな

った本を刊行している書肆と事前に交渉することにし、奉行所の意に沿おうとしたのである。

一方、仲間行事はこの奉行所の要請に即答することは避け、まず仲間で協議した上で対応を決めることになった。そして、行事たちは六月一五日に寄合を開催し、①行事に無届けで板木を西本願寺に差し出した錢屋の行為<sup>(31)</sup>、②東派僧侶の著書を西派の本山が没収したこと、以上の二点について問題ありと判断した。その上で、「本願寺江写本御内見二入レ候儀ハ諸本山方江差支二相成、仲ヶ間一統難儀」と返答する方針を確認したのである<sup>(32)</sup>。

そして、行事たちは「西六條某寺」を密かに訪れ、過去の刊行書の旧例を調査した上で<sup>(33)</sup>、七月四日、出雲寺文次郎・伏見屋藤右衛門連名で、京都町奉行に対し次のように返答した。すなわち、①『興復記』の版元である錢屋は西本願寺からの介入があつた時点でまず行事に相談すべきであつたこと、②特定の本山に支障のある本の板木を、その本山に差し出した前例はなく、今回の件が先例となつては困ること、③『願生帰命弁』と『興復記』のように、東派と西派で見解が異なる書は従来も存在し、このことに本屋どうしでは何ら支障がなく、今回の場合

も『帰命弁』の板元である額田正三郎にとつて支障がなかつたことなどを主張し、今まで刊行予定の写本を事前に本山に見せるという先例がないので、新規のことは停止してほしいと願ひ出たのである。<sup>(32)</sup>

さらに、この返答を受け始まつた奉行所の吟味にあつては、次のような主張を行事たちは行つた。

諸門徒宗派々御著述御座候安心之書ハ、東派々御著述之書、西派二而思召二相叶不申有之候得者ハ、西派々御思召之書御著述板行在之候、西派々御著述之書是又東派之思召二違候得者、御答之書出来仕候、

勿論外御本山御派二而も右同様之御儀二御座候而御

双方々御互二御答之書有之候御儀二御座候 (下略) <sup>(33)</sup>

東派僧侶の著述が西派の意向に沿わない内容の場合、西派僧侶による反論書が刊行されてきたし、同じように西派僧侶の著述が東派の意向に違えばこれへの返答書が刊行されてきたとし、これは外の本山どうしの場合でも同様であると言うのである。このように、本屋仲間行事は、宗派間の論争は出版書の応答を通じなされるべきであるという原則を表明し、本屋仲間としては論争書の出版はむしろ通例である旨を主張したのであつた。

結局、七月二十七日になつて京都町奉行所は、西本願寺の要請を受けて執つた処置を事実上撤回し、本屋仲間の主張を認め、論争書出版にあつての事前の検閲(内見)を不可とした。<sup>(34)</sup> これをうけ、『興復記』の版元錢屋は七月二十九日に奉行所に対し、西本願寺に板木の返還を求めることの許可を願ひ出た。<sup>(35)</sup>

なお、このように町奉行所が本屋仲間の主張を認めた背景には、浄土真宗の他派への照会が関係していたようである。この点について、『大谷本願寺通紀』は次のように記している。

(官司) 問<sub>二</sub>之旁門三家(東門・渋谷・高田三家)

並不<sub>レ</sub>聴、於<sub>レ</sub>是書買益拒<sub>レ</sub>之、事遂罷、(東門執事云、

公府若<sub>二</sub>西門之請、我門亦当<sub>三</sub>請如<sub>二</sub>西門、能化慧林

云、互作<sub>二</sub>妨礙、恐廢<sub>二</sub>梓行、須<sub>下</sub>以<sub>二</sub>新例難<sub>レ</sub>用而

拒<sub>レ</sub>之、遂從<sub>二</sub>厥策<sub>二</sub>云、)(内は割註) <sup>(36)</sup>

これによれば、いずれの本山も出版書の事前検閲は不要とし、特に東派の場合、西派の要求内容が先例となれば、著述の出版を互いに妨害しあうようになることを懸念して、非とするにいたつたことが分かる。そして、この照会結果に意を強くした本屋仲間は、ますます事前の

「内見」を拒否するにいたったのである。

### (3) 永田調兵衛による

#### 『興復記』板木購入と「絶版」

右に見てきたように、西本願寺の訴えは退けられたのであったが、実は『興復記』の出版をめぐるやりとりはこれで終わらなかつた。銭屋から西本願寺に納めた板木の返還願いがなかなか実現されなかつたからである。

七月の吟味終了後、半年ほどたった一二月一四日になつて、ようやく書肆中川藤四郎と西本願寺の交渉により、『興復記』の板木はまず本屋仲間へ返還され、さらに銭屋佐兵衛へと手渡された。そして、本願寺より西町奉行所へ和談が成立した旨届けがあり、翌一五日、先行事出雲寺・伏見屋と銭屋が召し出され、願書を取り下げるこゝとなつた。そして、銭屋は、板木の請取書とともに、今後本屋仲間の規則を守る旨を誓約した一札を、本屋仲間行事に提出した。<sup>37)</sup>

しかし、これで『興復記』の流布が可能になつたのかという点、そうではなかつた。西本願寺の意をうけて、

書肆永田調兵衛が銭屋から『興復記』の板木を「銀三百二十目」で買い蔵版としたからである。永田がこの書を販売することはなかつたため、この処置により、『興復記』の流布は事実上停止したのであつた。<sup>38)</sup>

### (4) 宝蔵『帰命本願訣』の出版

こうした一連の西本願寺学林による、『興復記』流布に對する妨害に憤激したのは、著書の宝蔵であつた。彼は讃岐国徳永寺密成（西派）の名を借りて、天明八年一〇月朔日付の「詰難書」二巻を功存に送り、七〇日の期限を設け回答を要求したのである。<sup>39)</sup> この「詰難書」は同年一月二六日に功存のもとに届いたが、密成の名を借りてはいるものの、作成者が宝蔵であることは自明であつたため、功存がこれに答えることはしなかつた。<sup>40)</sup> このため、七〇日の期限を過ぎても回答が得られなかつた宝蔵は、改めて『願生帰命弁』を批判した『帰命本願訣』を自ら住職を務める西法寺の蔵版とし、寛政元年四月に刊行したのである。この書は、『大谷本願寺通紀』によれば、その年のうちに二千部が販売された。<sup>41)</sup> ちなみに売弘所は

左の通りであり、このうち末尾の西村九郎右衛門は東本願寺と関わりの深い書肆であった。<sup>(42)</sup>

讃岐高松藍屋善藏、尾州名古屋菱屋久兵衛、近江長浜鍵屋清兵衛、越中富山紅屋伝兵衛、美濃大垣本屋善兵衛、東都山崎金兵衛、浪華柏原屋佐兵衛、京都北村四郎兵衛、同西村九郎右衛門。<sup>(43)</sup>

さて、『帰命本願訣』の刊行をうけて、西本願寺は堂達安楽寺を東本願寺に派遣し、同書の流布の停止を申し入れたが、これは拒否されてしまう。<sup>(44)</sup>尤も、学林の方は、宝蔵が「詰難書」への回答に七〇日の期限を設けていたことから、次に見るように刊行の企図を予知していた。

七十日と之日限有之候へハ、宝蔵も印刻之望有之トミヘタリ、シカルニ京地などハ彼是聞合候故、決而出板なりかたき趣二聞へ候、然とも強テ印刻せんとオモハ、蔵板二も出来可申、若印刻二及ハ、当方亦可然。<sup>(45)</sup>

このように、京都の本屋たちは『興復記』出版差し止め事件について知っていることから同地では出版の引き受け手がないであろうこと、その場合、宝蔵が勤める西法寺の蔵版とすることも予想されていたのである。そし

て、その際には反論書を学林側も刊行する心づもりであった。

実際、『帰命本願訣』刊行後、西派の僧たちは次々と同書に対する反論書を刊行することになった。<sup>(46)</sup>寛政元年には、玄仗『弾妄釈疑篇』、萊洲『排謬翼宗篇』、環中『建幢摧邪篇』が、寛政二年には大円『笑盲訣』が刊行され、このうち『弾妄釈疑篇』に対しては、宝蔵が『抉膜篇』（寛政二年刊）を著して反論するなど、論争が展開していった。こうした西派の僧たちによる反論書の刊行は学林による組織的なものであり、『弾妄釈疑篇』と『排謬翼宗篇』の出版費用銀各五〇〇目は学林から拠出されていた。<sup>(47)</sup>また、出版費は学林から拠出されなかった『建幢摧邪篇』についても、能化功存の意を受けて、刊行後も字句修正の指示が版元の永田調兵衛に対しなされていることが分かる。<sup>(48)</sup>

一方、宝蔵による再反論書である『抉膜篇』は書肆による刊行が実現しており、刊記には京都の北村四郎兵衛、齋藤莊兵衛、錢屋佐兵衛、西村九郎右衛門、黒石七兵衛の名も上がっている。<sup>(49)</sup>『興復記』の出版で紛争に巻き込まれた錢屋佐兵衛も加わっていることに象徴的に示され

るように、西派僧侶たちによる組織的な反論書の刊行がなされた後は、本屋仲間が主張していた書物の出版を通じての論争の展開が可能になったのである。

## 2 『興復記』出版差し止め事件の意義

### (1) 『興復記』出版の背景

前章で明らかにした『興復記』出版差し止め事件の経緯を踏まえ、本章ではこの事件の意義について考察する。

まず、東派に属する宝巖が西派の学林能化の著述を批判する書物を相次いで出版することになった背景について考察しておく。

宝巖『帰命本願訣』に対する批判書である『拝謬翼宗編』には、次のような一節がある。

蓋惟ルニ東派ノ安心已ニ一変セリトミユ、(中略)大ニ中興上人ノ法章ニ背テ、一念ニ弥陀如来ワレラカ今度ノ一大事ノ後生御タスケ候ヘトタノミ奉ルト云コトハナキコトナリ、タ、名号ヲ称ンモノヲ極楽ヘムカヘント誓ハセ玉ヘル本願力ソト深信シテ念仏申

ント思ヒ立信<sup>タツ</sup>ノ一念、ヤカテロニアラハレテ南無阿弥陀仏ト称レハ、信行具足シテ真実報土ニ往生ス、モトヨリタスケ玉ヘトイフ口上ニハ功德コレナシ、南無阿弥陀仏ト称ルハモト本願成就ノ名号ニテ万行円備スルカ故ニ往生スルコトヲウルナリ等ト決断セラル、予一観シテ大ニ慨歎ス。<sup>(60)</sup>

右は、明和年間の越後における了専寺と久唱寺の論争に対する東本願寺法主の裁断に關して述べたものである。著者の莱洲は、『興復記』出版の背景に東派における「安心」の変化を想定していたことが分かる。つまり、この裁断以前には認められていた「今度ノ一大事ノ後生御タスケ候ヘト」と頼むことを救済の要件とする教義、すなわち三業帰命説の根幹となる部分が、明和年間以降、東派では否定されていると言うのであろう。

実は、この東派における裁断に対しては、西派の僧侶である善意が『評偽弁』を著して批判し、さらにその反論が東派学寮講主慧琳によつてなされるなど(『弾評偽弁』)、写本を通じてではあるが、明和年間には東西間ですでに論争が展開していた<sup>(61)</sup>。ちなみに、『帰命本願訣』の流布停止を西本願寺が東本願寺に申し入れた際には、

この東派における公式の裁断に対し西派僧侶が反論書を著述したことを前例に示され拒絶されている。<sup>(52)</sup>

したがって、功存が『願生帰命弁』で主張したような欲生帰命説、三業帰命説をめぐっては、明和年間以降は東西の教学統制機関で見解を異にしていた可能性が高い。しかし、かといって宝蔵の主張や行動が、東派の本山から公式に支援されていたわけではなさそうである。『興復記』の刊行に際し善永との仮名を用いたことについて、宝蔵は名聞を求めなかつたからであると釈明しているが、<sup>(53)</sup> 功存に対し密成の名を借りて「詰難書」を送つたことも合わせて考えると、むしろ自派の本山から掣肘されることを避けていた可能性が高い。というのも、実は宝蔵は東派の学寮講主に批判的な立場であり、慧琳、深励といった人物と対立し、後には異義の判定を受けることになる人物であつたからである。<sup>(54)</sup>

この点では、西派と同様に、東派内でも三業帰命説に対する見解は一枚岩でなかつた可能性があり、実際、『帰命本願訣』に対する反論書である『彈妄釈義編』で著者の玄仗は、東派学寮の初代講主慧空の『叢林集』を幾度も引いて宝蔵を批判している。<sup>(55)</sup> 東西両派ともに、歴代の

能化・講主の間には教学上の見解の相違があり、それらの解釈次第では、東派においても、三業帰命説が広がる可能性があつたと言えよう。

こうした観点から注目されるのは、宝蔵のいた讃岐の当時の状況である。同地では明和年間から、神祇礼拝や称名念仏のあり方をめぐり西派内で東光寺了空と京都光隆寺教乗との論争が展開していた。また、三業帰命説を信奉する門徒と了空の説に従う門徒とが激しく対立したことを背景に、安永元年（一七七二）には三業帰命説を唱えた諦正寺義天が高松藩により処罰されるなどの事態も進展していた。そして、讃岐は興正寺派の重要な拠点であり、興正寺は高松藩松平家と密接な関係にあつたが、『願生帰命弁』の反論書としてもっとも早い『真宗安心正偽編』は、讃岐の状況を踏まえ興正寺門主の命を受けて大麟が執筆した書物であつた。<sup>(56)</sup> こうした中、三業帰命説の影響は東派の門徒にも及んだのである。この点について、宝蔵は『帰命本願訣』で次のように述べている。

大徳（功存を指す―筆者註）講主トナリソノ義ヲトナフルニ依テ和スルモノスコフルオホクシテ種々ノ邪説諸国ニ紛紜タリ、コレニヨリテ当流ノ宗教マサ

二一変セントス、マコトニコレ踰方ノ巨障トイフヘシ、祖門ニ衣食スル徒、誰力慨歎セザラン、嚴不敏ヲカヘリミス、安永年中ニ経釈ヲ準繩トシテ帰命弁ノ異義ヲタ、シテ興復記トナツクル一巻ノ書ヲツクレトモ、固陋ヲハチコレヲ籠ノソコニオサメテ数年ヲヘタリキ、然ニ異説年ヲ逐テマス、盛ニシテツイニ吾東派ノ愚蒙ヲ蚕食ス、コノユヘニヤムコトヲエス、サンヌル未ノ年所由アリテ撰号ヲ変シテ興復記を梓行セシメ、愚蒙ヲシテ異路ニマヨハサラシメントス、コレ大徳弁主人ノ異義ヲ破シテスヘテ西派ヲ破スルニアラス。<sup>67)</sup>

これによれば、「吾東派ノ愚蒙ヲ蚕食ス」る事態を憂慮したことが、宝巖が『興復記』の刊行を決意する契機になったのであった。

以上、『興復記』出版にいたる経緯を振り返ってみると、功存のいた越前だけでなく、明和年間の越後や讃岐においても、信仰の問題をめぐって東西各派の内部における対立と論争の展開があり、それが書物の著述や出版を媒介にして一般化されていくという趨勢のあったことが分かる。讃岐の場合に典型的であるが、元々対立のあった

地域に、『願生帰命弁』という書物に依拠した教化が加わることで対立が増幅され、その様相が写本の流通や出版書を通じ、再び一般的動向に影響を及ぼしていったのであった。こうした一連の過程は、最終的には三業感乱というかたちで現出する、特定地域をこえて展開する紛争の生じるメカニズムを理解する鍵になると考えられる。

## (2) 教学統制と書物の出版

次に、『興復記』の流布を停止しようと画策した西本願寺の動向について窺っておく。この点に関し注目されるのは、派内の異義・異安心の取り締まり、すなわち教学の統制とかわわって、宝暦一年（一七六一）以来、聖教類の蔵版化を進めて『真宗法要』を編纂したことである。親鸞以来の浄土真宗の僧侶たちによる著作は、著者が真偽未決のものを含めて、近世初期以来、民間の書肆によつて多くが刊行されてきたが、この時期になつて西本願寺はそれら著者の真偽の判定やテキストの校訂を行うようになった。その成果をまとめたのが『真宗法要』であり、その編纂は書肆が刊行してきたいわゆる坊刻本

の蔵版化を伴ったのである。しかし、この措置は京都の本屋仲間からすれば重版に相当したため、西本願寺と本屋仲間との間で争論になった。<sup>63)</sup>

西本願寺としては、著者が真偽未決の書籍が一般に流布し、教学や信仰の動向に影響を及ぼす事態を懸念し、本山が公式に認定した聖教類を示すことにより、異義・異安心の発生を防ごうと試みたのである。<sup>64)</sup>このように書肆の発行する書物の流布を、教学統制の観点から統御しようとする志向は、本事件の背景になつていると言えよう。

尤も、続発する異義・異安心事件を契機として出版される書籍をめぐっては、複雑な事情が存在していた。問題となつた功存の『願生帰命弁』について言えば、すでに触れたように著述の直後からその内容に疑念をもつ人々が派内に存在していた。しかし、功存が学林の能化に就任したことで、そうした「腹非之徒」もあえて批判を公言することがなくなつたのである。にもかかわらず、天明年間には西派からの独立志向を有する興正寺派に属する大麟が『真宗安心正偽編』を著したことで、批判者の存在が公然となつた。<sup>65)</sup>

『興復記』の出版が西本願寺学林にとつて衝撃であつたのは、派内にこうした対立を抱えていたからであろう。そして、同書の差し止め事件とその後の論争を通じて、学林が進めたのは、それまでは能化の一著作に過ぎなかつた『願生帰命弁』の主張を、同派の正統学説として公式に認め、派内の見解の統一を図ることであつたと言える。例えば、学林大衆が『興復記』の絶版を企図して本山役所に提出した願書には、次のように述べられている。

たとへ他派之僧侶其本山限りの門末へ対し、安心の邪正相弁られ候義ハ聊不及貪着二候得とも、当御本山二而不正之安心御裁断之御正化を、邪説の柱礎と被申立候事、御流を汲候僧俗之悲歎無此上、若右興復記絶板之義御願通不相立候時者、満天下之御門末如何体之騒動差起り、公儀御制禁二相障り之義出来可仕哉難計、重々奉恐入候。<sup>66)</sup>

ここでは、『願生帰命弁』は「不正之安心御裁断之御正化」と位置づけられ、同書を批判する『興復記』は派内の教学統制権を侵害する著作とされている。つまり、学林は派内の教学統制権を根拠にして、他派の僧侶の著述に対する出版統制を正当化したのであつたが、その際、『願

生歸命弁』の主張は対外的にも「御正化」として示されることになったのである。こうした姿勢は、宝巖が『歸命本願訣』を刊行した後、その流布停止を西本願寺から東本願寺に求めた際に、「我門安心。決定歸命弁。東門安心。如本願訣否。」<sup>(62)</sup>と迫るなど、その後維持されている。この点を考慮するならば、三業歸命説が西派本山の正統学説となるという、三業惑乱の前提となる事態が本件を通じて成立したと言つてよい。

しかし、学林がもくろんだ刊行前の著述の検閲は認められず、危惧していた「天下之御門末」を巻き込んだ大騒動に帰結してしまつたのである。この点について玄智は、「如<sup>レ</sup>乞<sup>ニ</sup>宗梓書皆受<sup>ニ</sup>吾門許可<sup>一</sup>。則<sup>レ</sup>似<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>異域用<sup>ニ</sup>日本正朔<sup>一</sup>。決<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>成者。」<sup>(63)</sup>と述べている。浄土真宗の僧侶の著述を刊行するに際して、他派の分も含めて西本願寺の許可を必要とすることを求めるのは、外国に日本の曆を受け容れさせようと試みるのと同じことで、無理があるというのである。

また、玄智は書肆に対して圧力をかけて絶版に追い込もうとした点についても、「書賈唯欲<sup>ニ</sup>販商得<sup>レ</sup>利。無<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>書中是非<sup>一</sup>。何罪之有。況書肆自有<sup>ニ</sup>其法<sup>一</sup>。関<sup>ニ</sup>于官政<sup>一</sup>。

雖<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>賤商<sup>一</sup>。不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>輒陵<sup>一</sup>。」<sup>(64)</sup>と述べている。本屋仲間が独自の法をもち、公儀から任されて禁書の取締りを行うなど、容易には他集団の介入を許さないという条件が、西本願寺の失敗に繋がった点についてよく認識されていると言えよう。<sup>(65)</sup>つまり、宗派の教学統制権の限界、身分的な仲間組織の自律性という条件が、西本願寺学林の企図を実現させなかつたのである。そして、このことは派内の教学統制の弛緩にも繋がっていき、公然と三業歸命説に対する批判が教団内部から挙がつていくことになつたのであつた。なお、こうした事態は、近世において宗派の中で正統とされる教義といえども、外部からの批判により相対化されて正統の地位を脅かされる可能性をはらんでいたことを示すものと言えよう。<sup>(66)</sup>

### (3) 公儀の方針とその解釈

さて、『興復記』の絶版や出版前の著述の事前検閲という、西本願寺の要求を実現させなかつたのは、宗派の教学統制権の限界、身分的な仲間組織の自律性という条件であつたわけであるが、以下ではこれらの条件について、

この事件を裁いた公儀の対応に即して検討していく。

近世、公儀権力は教義の異なる諸宗派の併存を認めたと上で、各宗派における教義の正否の判定については不入の方針をとっていた。<sup>67)</sup> 本件においてもこの方針を基本にしつつ、京都町奉行所は以下の二つの原則を前提にしていたように見受けられる。

(甲) 各宗派内における本山の教学統制権の承認 (宗意是非の判断には不介入)

(乙) 宗派間の教義をめぐる対立の当事者どうしの論争を通じた解決 (優劣判定に対する不介入)

甲は、宗教者に限らず、公認した仲間組織に自律性を伴う身分的支配権を与えることと対応し<sup>68)</sup>、乙は紛争解決における内済優先の原則に類似していると言えよう<sup>69)</sup>。そして、この二つの原則が紛争に関わった各集団に意識されていたことも明らかである。しかし、甲・乙の原則の関係をどのように解釈するかをめぐっては、各当事者の間に齟齬があった。

すでに検討した西本願寺の『興復記』の出版への当初の対応について言えば、甲の原則が乙の原則により脅かされているという受け止め方であった。つまり、甲を優

先的な原則として解釈し、乙の原則は甲に支障のない限り認められるか、そもそも存在していないという立場となる。このため、本山による教学統制権を侵害する論争書の出版は否定されるべきものと解釈された。

京都町奉行所は、この西本願寺の意向を聞いた後、著述の出版に当たつての事前検閲を他派に要請したのであるから、一度はこの解釈に基づいて対応した訳である。

しかし、本屋仲間の訴えや他派への照会の後は、この方針を撤回することになった。したがって、西本願寺の解釈は、争論の吟味を通じ否定されたと言えよう。

一方、『帰命本願訣』の刊行後、讃岐の高松藩はその主張の正しさを認め、『願生帰命弁』の使用停止を命じている。<sup>70)</sup> その判断の根拠を明らかにすることができないため、今後の検討課題とせざるを得ないが、結果からだけ判断するならば、高松藩は甲・乙の原則ともに依拠していないことになる。おそらく、明和年間以来の領内における対立状況を考慮しての措置であると思われるが、領主によつて対応が異なるということとは、甲・乙ともに絶対的な原則ではなかったことを示すと言えよう。幕府の場合も、あくまで争論解決にあつたの相対的な原則であつ

たと考えられる。キリスト教や日蓮宗不受不施派の禁圧、あるいは三業惑乱の裁定などに見られるように、最終的には宗意の正邪判定に対する権限を幕府は保持しているからである。

#### (4) 本屋仲間の対応とその意義

さて、西本願寺の甲・乙の原則に対する解釈は結果的に否定された訳であるが、一方、勝訴した本屋仲間の解釈はどのようなものであつたのであろうか。

すでに触れたように、書肆が書物の出版を仲間に申し行事の検査を経て公儀がこれを許可しているという事実を前提に、本屋仲間はこの問題に対応していた。仲間の承認を経て公儀が出版を許可した書物を、外部の者が勝手に絶版にすることはできないという方針で一貫していたのである。その上で、西本願寺が東派の僧侶が著した書物の板木を没収したことに疑義を呈し、出版前の事前検閲についても、むしろ西派以外の本山の統制権を侵害することになるとして拒否していた。

これらのことは、本屋仲間が甲の原則を意識しつつ、

各本山の教学統制はあくまで派内にしか及ばないとする解釈に立っていたことを示す。また、乙の原則は、宗派間の論争は出版書の応答を通じなされるべきであるとして、町奉行所の吟味に対する回答の中で本屋仲間の方が明確に表明していた事柄であつた。このように、西本願寺が甲原則を前提に自派の教学統制権を他派の僧侶の著述にまで拡大して適用したのに対し、本屋仲間は甲原則の及ぶ範囲を限定し、乙原則と両立させていたのである。そして、吟味の結果、本屋仲間の解釈を公儀も採用したのであつた。したがって、事件を通じて、書籍の蔵版者及び販売者としての書肆の権利や、本屋仲間の自律性はいちおう守られたと言えよう。

ただし、一方で事件の経緯や結果を踏まえると、書肆による論争書出版の「自由」に限界があつたことも指摘しなければならない。まず言えるのは、本屋仲間も甲原則を前提とする以上、教団が自派に属する僧侶の著述に統制を加えるのを認めざるをえなかつたことである。実際、三業惑乱の騒動中には功存を批判した大瀧の『横超直道金剛錘』が絶版に追い込まれている<sup>(71)</sup>、惑乱後は逆に『願生帰命弁』などが絶版になつている<sup>(72)</sup>。自派僧侶に

対する身分的統制権はその著述にも及び、書肆が持つ版權よりも優位にあつたことにならう。

また、『興復記』の版元の錢屋佐兵衛が当初の回答と異なつて、いったん西本願寺の圧力に屈した背景には、浄土真宗関係の書物を多く扱う書肆として、本山との関係悪化を回避せざるをえなかつたという事情も想定される。<sup>(71)</sup>そして、この点は本屋仲間としても懸念していたことであり、京都町奉行所による吟味への返答書作成にあつては、次のような措置が執られていた。

惣仲間別而聖教物御取扱之方障り二も可相成候へ者、

此度大事之場二候間、カヲ入返答書申上ルガ宜、万

一事六ヶ敷相成、雑用多入候節ハ、聖教物板賃受納之方江助力相頼候而も可然義、何分此度之処力を入

返答申上候儀一決仕候。<sup>(72)</sup>

右の記載により、「聖教物」を取り扱う構成員の支障とならないよう慎重に返答書を作成するが、万一訴訟がうまく運ばず費用がかさんだ場合には、西本願寺蔵版の書物（『真宗法要』）の摺り上げを担当し、同寺から板賃を取得していた書肆に費用負担を求めることが予定されていたことが分かる。『真宗法要』をめぐる争論は、西本願

寺の蔵版を認める代わりに、印刷と販売は特定の書肆が担当することで決着していたため<sup>(73)</sup>、今回の争論では、本屋仲間として訴訟を通じて獲得した権利の受益者である彼らに助力を求めたのである。

右に見てきたことは、一書肆としても、本屋仲間としても、西本願寺はその門末まで含めれば、「大口顧客」として重要であり、このことが介入を許す素地になつていたことをうかがわせるものであろう。

むすびにかえて

すでに『興復記』出版差し止め事件の経緯とともに意義についても述べたので、最後にあえてまとめることはせず、今後の課題についてのみ触れておくことにする。

まず、本稿では浄土真宗の東派と西派の間の論争を取り扱ったわけであるが、近世における諸教・諸宗派間の関係を考察するには、仏教の場合でも諸宗間の論争書や、さらには仏・儒、仏・神、儒・神といった諸教間の論争書の出版にかかわる問題を検討する必要がある。仏教と神道の間の論争については別稿を準備中であるが、いず

れにせよ、公儀による争論吟味の指針である諸原則の具体的な適用例をより多く収集し、本稿の事例で判明したことがどの程度一般化できるのかについて考察を深めていきたい。

そしてこの点とも関連するが、第二章で指摘した甲原則に関わる事柄として、仏教諸宗派間における他宗の誹謗、自讃毀他の禁止という公儀の法の問題がある<sup>77)</sup>。これを仮に丙原則とすると、甲は丙原則を伴うことで諸宗・諸宗派の共存を十全とする原則のほずであるが、実際には「誹謗」に近い場合も含めて論争は盛んに行われていた。甲・乙・丙の原則が論争にあたつてどのように意識されていたのか、また公儀によつて具体的にどう運用されていたのかという点について、これまた具体的な事例に即して検討する必要がある。本稿で取り扱つた事例でも、幕府と高松藩とでは対応が異なっており、矛盾する側面をもつ諸原則の運用は多様であつた可能性が高い。

さらに、三業惑乱と本事件との関係について言えば、『興復記』出版の背景となつた讃岐の地域的狀況について、詳細な検討が必要であると考へている。すでに触れたように、三業帰命説が波乱の要因となつていく背景には、

個々の地域における僧侶間の教義をめぐる論争や門徒の信仰の動向など、種々の問題がある。これらの論争の思想的分析を含めて、地域的な状況と全国的な動向との関連を分析するならば、三業惑乱の全体像や意義について再検討が可能になるであらう。

#### 【注】

- (1) 文鏡堂蔵版、龍谷大学図書館蔵（請求記号一七五・三一・W）を参照。後述するように、著者の実名は宝蔵である。
- (2) 玄智『大谷本願寺通紀』巻四、天明四年四月条、『真宗全書』九四頁。『大谷本願寺通紀』は玄智による本願寺の通史。天明四年（一七八四）から八年間かけて編纂された。妻木直良編『真宗全書』六八（一九一四年刊）に所収。以下、『大谷本願寺通紀』は『通紀』と略称し、依拠した箇所を示す場合は『真宗全書』の頁数を示す。
- (3) 三業惑乱の詳細については、『龍谷大学三百年史』（龍谷大学出版部、一九三九）、『本願寺史』第二巻（浄土真宗本願寺派宗務所、一九六八年）等を参照。
- (4) 以下、東本願寺を本山とする教団（浄土真宗大谷派）を東派、西本願寺を本山とする教団（浄土真宗本願寺派）

を西派と略称する。

(5) 前掲『龍谷大学三百年史』など。

(6) 史料によつて、「書林仲間」、「本屋仲間」と表記に違いがあるが、本稿では本屋仲間と表記する。

(7) 『通紀』九四〇九六頁。

(8) 前掲『龍谷大学三百年史』。おもに『通紀』と学林の記録である「学鬻万檢雜牘」（『龍谷大学三百年史』史料編第一巻所収、龍谷大学、一九八七年）に依拠し経緯についてのみ叙述されている。なお、本稿で「学鬻万檢雜牘」に拠る場合は「万檢」と略記し、『龍谷大学三百年史』史料編第一巻の頁数を示す。

(9) 『興復記』の著者宝蔵の東派における地位や学術的立場については、桑谷観宇「三業惑乱史上に於ける宝蔵の地位と講師深励の苦闘」（『大谷学報』一七・二、一九三六年）、大原性美「宝蔵の信願論」（『顕真学報』一七、一九三六年）、松谷了玄「大谷派に於ける異安心調理の方法」（『真宗研究』三、一九五七年）に言及がある。特に桑谷は、東派の宝蔵の著述が西派に与えた衝撃について東派内の僧侶間の関係を踏まえて触れるが、本事件を後述する宗派間の秩序を窺う素材としては扱っていない。

なお、大麟と興正寺派の動向については、北岑大至「大麟『真宗安心正偽編』成立の一考察」（『龍谷大学大学院

文学研究科紀要』二九、二〇〇七年）、同「近世興正寺学の一考察—大麟『真宗安心正偽編』を手がかりとして—」（『印度学仏教学研究』五六巻二号、二〇〇八年）が考察している。

(10) 龍谷大学図書館蔵（〇二二・一三五・一）。史料名に「興復記一件」とあるが、実際には西本願寺と京都本屋仲間との関わりを示す史料群を編集したものである。「興復記一件」については冒頭に掲載されており、京都本屋仲間が京都町奉行所に提出した文書などを収録している。以下、本史料による場合は「一件」と略記し、収録の文書名等を示す。

(11) 「日本における宗教的対立と共存」、同『近世宗教社会論』

（吉川弘文館、二〇〇八年、初出二〇〇五年）に所収。

(12) 「就御尋口上書」天明六年六月、堺屋佐兵衛ほか↓御奉行（二一件）。

(13) 『通紀』九四頁。

(14) 玄智「真宗安心異諍紀事」（前掲『真宗全書』六八に所収）四〇八〜九頁。以下、『真宗安心異諍紀事』については、以下「異諍」と略記し、『真宗全書』の頁数を示す。

(15) 『異諍』四〇九頁。

(16) 『万檢』一七三頁。

- (17) 宝蔵『袂膜篇』(寛政二年刊、玉川大学図書館蔵)には、  
「人ヲモテ撰者ヲ尋ネシムルニ、書肆モ予カ志ヲ貴テ予  
カ名ヲアラハサス、詐テ撰者ハステニ死去ストイフ」(四  
丁才)とある。また、「万檢」一七三頁を参照。
- (18) 「万檢」一七三〜四頁。
- (19) 「万檢」同前。
- (20) 『異諍』四〇九頁。
- (21) 『異諍』(四〇九頁)は永田調兵衛について「本山書賈」  
と記す。「一件」には、「本願寺江立入候仲ヶ間之者」と  
表現される。開始時期は不明であるが、永田は西本願寺  
蔵版の書籍の販売を担当している(蒔田稻城『京阪書籍  
商史』高尾書店、一九六八年、一一四頁)。なお、西本  
願寺と永田との関係については万波寿子氏のご教示を得  
た。万波寿子「西本願寺御蔵版の小本化」(『書物・出版  
と社会変容』七、二〇〇九年)を参照のこと。
- (22) 『通紀』は「五月某日」のこととする(九四頁)。また、  
「万檢」(一七四頁)は六月二日付の納本に当たつての  
口上書を記載している。
- (23) 「就御尋口上書」錢屋佐兵衛ほか三名↓御奉行様(「一件」)。  
「万檢」一七五〜六頁。
- (24) 「万檢」一七六〜七頁。
- (26) 『異諍』(四〇九頁)には、秋田蔵人を「町役」と記して

- いるのに拠るが、『龍谷大学三百年史』(二六〇頁)は坊  
官としている。
- (27) 「万檢」一七六頁。
- (28) 前掲「就御尋口上書」(「一件」)。
- (29) 『異諍』(四〇九頁)は、板木を納めることを行事は制止  
したが、錢屋は従わなかったとする。
- (30) 「一件」の六月十五日の寄合記事を参照。
- (31) 『異諍』四〇九頁。
- (32) 「就御尋口上書」天明七年七月四日、本屋行事出雲寺文  
次郎・同伏見屋藤右衛門↓御奉行様(「一件」)。
- (33) 「口上」未七月六日、出雲寺文次郎・林宗兵衛↓御奉行  
様(「一件」)。
- (34) 七月廿七日に行事二人が呼び出された際の記事を参照  
(「一件」)。
- (35) 「一件」。
- (36) 『通紀』九五頁。
- (37) 「一札」天明七年未十二月、錢屋佐兵衛↓本屋行事中(「一  
件」)。
- (38) 『通紀』九五〜九六頁、及び『異諍』四〇九〜四一〇頁。
- (39) 『通紀』九八頁、『帰命本願訣』(筆者架蔵本)三十二丁  
才。宝蔵のこの行為の背景に、寂定院慧徹や法幢坊慧獻  
の後ろ盾があったことについては、『通紀』及び桑谷前

掲論文を参照。

- (40) 「万檢」二〇五頁。  
(41) 『通紀』九九頁。  
(42) 前掲『京阪書籍商史』一一四頁を参照。  
(43) 『歸命本願訣』の刊記を参照。  
(44) 『通紀』九九頁及び『異諍』四一一頁。  
(45) 「万檢」二〇五頁。  
(46) 桑谷前掲論文、『龍谷大学三百年史』などを参照。  
(47) 『異諍』四一一頁。  
(48) 「万檢」二二五頁。  
(49) 玉川大学図書館所蔵本による。  
(50) 『拝謬翼宗編』上巻、三丁（金沢大学附属図書館暁烏文庫蔵）。
- (51) 森章司「近世における真宗教団―異安心と妙好人―」（大倉精神文化研究所編『近世の精神生活』続群書類従刊行会、一九九六年）。
- (52) 『異諍』四一一頁には、「先年西門下僧。作書破当門越後判牒。当門下又作彈文報之。写刻雖異。其理維同。唯有弘伝広狭之差爾。今亦同之。西門作答書一而可矣。」とある。
- (53) 前掲『抉膜篇』（四丁才）には「撰号ヲ変シテ名聞ヲモトメス」とある。

- (54) 前掲の大原・桑谷・松谷論文を参照。尤も、桑谷が指摘するように、学寮内の支援者がいたため、「詰難書」に対する返答は学寮に送るように功存に宛てた書簡の奥書に記していた（『抉膜篇』六丁才）。
- (55) 金沢大学附属図書館暁烏文庫所蔵本による。
- (56) この段落の記述については、前掲・北岑大至「大麟『真宗安心正偽編』成立の一考察」を参照。なお、こうした讃岐における状況については、神祇礼拝をめぐる論争の検討を中心にした別稿を準備中である。
- (57) 『歸命本願訣』三十一丁才
- (58) 前掲『京阪書籍商史』一〇九頁、浅井了宗「本願寺派における聖教出版の問題」（『龍谷史壇』四四、一九五九年）、「史料紹介 真宗法要開版始末」（『教学研究所紀要』一〇、二〇〇一年）、前掲万波論文等を参照。
- (59) 引野亨輔「真宗談義本の出版と近世的宗派意識」（同『近世宗教世界における普遍と特殊』法蔵館、二〇〇七年、初出二〇〇一年）を参照。
- (60) 前掲北岑論文を参照。
- (61) 「万檢」一七四頁
- (62) 『異諍』四一一頁
- (63) 『異諍』四一二頁
- (64) 『異諍』四一二頁

(65) 『通紀』や『異諍』の編者である玄智は西派の僧侶であるが、功存を中心とする学林に対し批判的であり、また書肆の事情にもよく通じていた。

(66) 引野亨輔「異安心事件と近世的宗派意識」（引野前掲書所収）、拙稿「旅僧と異端信仰」（『社会文化論集』三、二〇〇六年）を参照。

(67) 澤前掲論文を参照。

(68) 塚田孝「近世の身分制支配と身分」（同『近世日本身分制の研究』兵庫部落問題研究所、一九八七年、初出一九八五年）などを参照。

(69) 水林彪「近世的秩序と規範意識」（相良亨ほか編『講座日本思想三 秩序』東京大学出版会、一九八三年）などを参照。もちろん、論争の場合、内済のように仲介者の調停はなく、玄智が「古来真俗及自他弁論往復之書。梓行甚多。争閑氣費紙墨。勢尽方罷。」（『通紀』九五頁）と言つように、自然と応酬の止むのが普通であった。『通紀』（九九頁）に「讃州高松府官司。閱本願訣。以為正義。嚴制領下宗徒用帰命弁云。」とあるのに拠る。

(71) 前掲『龍谷大学三百年史』二六八頁を参照。享和元年に刊行された同書は、学林の願いを受けた本山の依頼により、京都町奉行所より書肆に販売停止が命じられている。

(72) 前掲『龍谷大学三百年史』三九八頁を参照。

(73) 西派では三業惑乱後、派内の僧侶は本山の許可なしに著述は板行できないことになった（前掲『龍谷大学三百年史』二九八頁を参照）。また、門徒に対する統制も強まり、「俗人聖教御拝見停止」という措置が執られた（澤博勝「近世後期の民衆と仏教思想―真宗教団の教学論争〈三業惑乱〉の構造分析を通じて―」、澤前掲書に所収）。尤も、後者の統制の実効性は疑わしい。

(74) 『興復記』、『抉膜篇』のほか、『念仏行者十用心』（明和九年刊）、『児僧手引唱導選』（天明五年刊）、『真宗行者掟目弁』（天明七年刊）などの浄土真宗関係の書物の出版に関わっていることが分かるが、刊行書全体の傾向は未詳である。

(75) 「一件」の天明七年七月の顛末を記した後の記事に拠る。

(76) 前掲の『京阪書籍商史』及び浅井論文を参照。

(77) 幕府法令としては、日蓮宗に即した寛文三年のものがある（『御触書寛保集成』一一七三、岩波書店、一九三四年）。

#### 【付記】

本稿は、文部科学省科学研究費補助金若手研究（B）「日本近世における宗教論争の地域的構造に関する研究」（課

題番号二一七二〇二三三三による研究成果の一部である。